

みなか訪問看護 重要事項説明書

利用者氏名 様

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社みなか
主たる事務所の所在地	〒458-0830 名古屋市緑区姥子山三丁目 901 番地
代表者（職名・氏名）	代表取締役 鈴木恵美子
設立年月日	平成 16 年 2 月 9 日
電話番号	052-623-7653

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	みなか訪問看護
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
事業所の所在地	〒458-0024 名古屋市緑区尾崎山二丁目 102 番地
電話番号	052-623-7653
指定年月日・事業所番号	令和 6 年 7 月 1 日 事業所番号 2361490721
管理者の氏名	鈴木恵美子
通常の事業の実施地域	名古屋市緑区 天白区 南区 瑞穂区 豊明市

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	当社は利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護又は介護予防訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「訪問看護職員」といいます。）が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者様の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前 9 時から午後 5 時まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤 1人 非常勤 8人	理学療法士	常勤 人 非常勤 人
准看護師	常勤 人 非常勤 人	作業療法士	常勤 人 非常勤 人
保健師	常勤 人 非常勤 人	言語聴覚士	常勤 人 非常勤 人

7. サービス提供の責任者

サービス提供の管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	鈴木恵美子
----------	-------

8. 利用料

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（1）訪問看護の利用料（別紙資料添付）

【基本部分（訪問看護ステーション）】

<保健師、看護師が行う訪問看護>

サービス種類	項目	訪問看護サービス内容	☆これ以外の単位数は利用票別表にてご確認となります。			
			単位数	1割負担/円	2割負担/円	3割負担/円
13	1010	訪看 I 1	314	349	697	1,046
13	1015	訪看 I 1・夜	393	436	873	1,309
13	1016	訪看 I 1・深	471	523	1,046	1,569
13	1017	訪看 I 1・複1 1	568	631	1,262	1,892
13	1018	訪看 I 1・夜・複1 1	647	718	1,437	2,155
13	1019	訪看 I 1・深・複1 1	725	805	1,610	2,415
13	1040	訪看 I 1・複2 1	515	572	1,144	1,716
13	1041	訪看 I 1・夜・複2 1	594	660	1,319	1,979
13	1042	訪看 I 1・深・複2 1	672	746	1,493	2,239
13	1111	訪看 I 2	471	523	1,046	1,569
13	1112	訪看 I 2・夜	589	654	1,308	1,962
13	1113	訪看 I 2・深	707	785	1,570	2,355
13	1114	訪看 I 2・複1 1	725	805	1,610	2,415
13	1115	訪看 I 2・夜・複1 1	843	936	1,872	2,808
13	1116	訪看 I 2・深・複1 1	961	1,067	2,134	3,202
13	1117	訪看 I 2・複2 1	672	746	1,493	2,239

13	1211	訪看 I 3	823	914	1, 828	2, 742
13	1212	訪看 I 3・夜	1, 029	1, 143	2, 285	3, 428
13	1213	訪看 I 3・深	1, 235	1, 371	2, 743	4, 114
13	1217	訪看 I 3・複11	1, 077	1, 196	2, 392	3, 588
13	1501	訪看 I 5 理学療法士など	294	326	653	979
13	4111	訪問看護同一建物減算1	所定単位数の10%減算			
13	3100	緊急時訪問看護加算II1	574	637	1, 275	1, 912
13	4001	訪問看護特別管理加算II	250	278	555	833
13	4023	訪問看護初回加算I 退院日の訪問	350	389	777	1, 166
13	4002	訪問看護初回加算II 退院日以外の初日訪問	300	333	666	999
13	7000	訪問看護ターミナルケア加算	2, 500	2, 776	5, 553	8, 329
要支援の訪問看護						
サービス種類	項目	サービス内容	単位数	1割負担/円	2割負担/円	3割負担/円
63	1010	予訪看I1	303	336	673	1, 009
63	1111	予訪看I2	451	501	1, 002	1, 503
63	1211	予訪看I3	794	882	1, 763	2, 645
63	1501	予訪看I5 理学療法士など	284	315	631	946
63	4111	予防訪問看護同一建物減算1	所定単位数の10%減算			

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

介護予防訪問看護の利用料もこの表に記しています。

(2) キャンセル料

- 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日17時以降体調不良がない場合	利用者負担金の3,000円
利用予定日の当日体調がない場合	利用者負担金の3,000円

(注) 上記以前のご連絡によるキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

- 実施地域以外の交通費は1キロ30円で計算して頂戴いたします。

(3) 支払い方法

上記(1)及から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、翌月15日前後に郵送または担当者がお持ちします。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	翌月の27日(祝休日の場合は直前の平日)に、ご指定の金融機関の口座より引き落とします。
現金払い	サービスを利用した月の翌月毎月25日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医 医療機関名称と医師名 所在地 電話番号	
緊急連絡先氏名(続柄) 住 所	続柄()
電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者様の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口 担当者	電話番号 052-623-7653 担当者 鈴木恵美子 面接場所 当事業所の相談室
----------------	--

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関 祝祭日土日休み	名古屋市介護保険課 国民健康保険団体連合会	電話番号 052-959-3087 電話番号 052-971-4165
-------------------	--------------------------	--

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんのであらかじめご了解ください。

- 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

(2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。